

青森市地方就職学生支援金提出書類チェックシート

要件	交通費及び移転費
----	----------

転入前	<p>次に掲げる移住前に関する要件のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 東京都内に本部がある大学等の※東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上の期間在学し、又は在学する見込みであるものに限る。）し、当該大学を卒業し、又は修了したこと（大学等の在学中に、青森市地方就職学生支援金交付申請を行う者（以下「在学中申請者」という。）にあっては、大学等の卒業年度又は修了年度（以下「卒業等年度」という。）において、当該大学等を卒業し、又は修了する見込みであること）。</p> <p>(イ) 大学等の卒業等年度において、※東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して居住していること。※東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のこと。</p>
転入後	<p>次に掲げる移住後に関する要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 本市に移住したこと（在学中申請者にあっては、青森県内に所在する企業等に就職することが内定していること）。</p> <p>イ 青森市地方就職学生支援金交付申請日から1年以上継続して本市に居住する意思を有していること（在学中申請者にあっては、大学等の卒業又は修了後に青森県内に所在する企業等に就職し、転入（住民票を移さず転出した者にあっては、就業開始日）から1年以上本市に居住する意思を有していること）。</p> <p>ウ 次に掲げる就業先に関する要件のいずれにも該当すること。</p> <p>i 勤務地が青森県内に所在する企業等に移住前の要件を満たす大学または大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること、またはする予定であること。</p> <p>ii 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭23年法律第122号)に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務委託営業を営む者でないこと。</p> <p>iii 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。</p> <p>iv 官公庁等(青森県内の市町村及び第三セクターのうち、地方公共団体から補助をうけている法人を除く。)でないこと。</p> <p>v 就業者として3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。</p> <p>エ 次に掲げる就業条件に関する要件のいずれにも該当すること。</p> <p>i 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であることまたは見込みがあること。</p> <p>ii 本市を中心とした勤務を基本とする採用であることまたは採用予定であること。</p> <p>iii 東京圏への勤務を前提としない採用であることまたは採用予定であること。</p> <p>オ その他の要件にいずれも該当すること。</p> <p>i 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力との関係を有する者でないこと。</p> <p>ii 日本人であることまたは外国人であって、出入国管理に関する特例法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>iii 大学等の卒業・修了日から1年以内かつ就業開始から1年以内であること。ただし、在学中に申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。</p>

- 交付申請書（様式第1号）
- 移住後の就業先の就業証明書（様式第2号）
- 個人情報確認同意書（様式第3号）（自署または押印）
- 大学等の卒業等年度の居住地が分かる住民票
- 在学証明書（在学中の場合のみ）
- 卒業証明書又は修了証明書（卒業済の場合のみ。卒業又は修了の日が就業開始日から1年以内のものに限る）
- 交通費及び移転費の領収書
（領収書が発行される区間についてはできるだけ領収書の取得に努めるものとし、在来線など領収書が発行されない区間に関しては、無効印を押した切符や、切符の写真（金額・日付等が明瞭に分かるもの）をやむを得ないものとして認める）
- 本人確認書類の写し（顔写真付きのもの）
- 募集要項、雇用契約書等、本市を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料